

ご存じですか? 掲示に係る石綿障害予防規則等が改正されました (一部令和5年4月1日施行)

石綿にばく露した労働者や遺族が肺がんや中皮腫等の健康障害を被ったことで提起された「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決(令和3年5月17日)結果を反映し、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質予防規則等に定める有害性等の掲示内容等、その一部が改正されました。

健康に障害をきたすおそれに関することや保護具の着用を促す内容等が盛り込まれており、石綿の除去等に携わる方に必要な事項となっていますので掲示漏れとならないようご注意ください。

なお、当該事項は既に令和5年4月1日付けで施行されています。

◆石綿等を取り扱う作業場に掲示する事項

- ① 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用資料等を製造する作業場である旨
 - ② 石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
 - ③ 石綿等の取り扱い上の注意事項
 - ④ 当該作業においては保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等
- ※ ②については中皮腫等石綿関連疾病を記載する方法が挙げられます。
④については、取扱いの実態に応じ、保護具の名称を具体的に掲示することとされています。

◆喫煙の禁止に係る掲示

- 石綿等を取扱作業場で作業に従事する者の喫煙及び飲食について、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること。

◆使用された器具等の付着物の除去に係る周知

- 石綿等を取扱う作業に使用した器具、工具、足場等について付着したものを除去した後でなければ事業場外に持ち出してはならない旨を周知させなければならないこと。
- ※ 周知の方法については、①作業場所の見やすい箇所に掲示又は備え付けること、②書面を交付すること、③口頭によること、等による周知の仕方があります。

●●● 足場に係る労働安全衛生規則改正内容 ●●●**1 一側足場の使用範囲を明確化**

狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないが、本足場の設置に十分な幅がある場所(幅1m以上)においては、本足場の設置を義務付け。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときはこの限りではないこと。

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場(つり足場を含む。以下同じ。)からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実にされるようにするため、点検者を予め指名することを義務付け。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項(現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容)に、当該点検者の氏名を追加。

- ※ 施行期日: 1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

建築物の解体、改修作業を行うために必要な資格をご存じですか？

未だ多くの建築物に石綿を含有する建材が残されており、今後の解体・改修時期を迎え、作業に必要な知識を習得し、作業環境のみならず生活環境への飛散を確実に防止しなければなりません。

【建築物石綿含有建材調査者講習】 ◆解体や改修工事等の作業を開始する前の調査に必要な資格です

建築物の解体、改修作業を開始する前に石綿の有無について調査を行う者については、令和5年10月1日からは石綿含有建材調査講習を修了した者で行うことが義務付けられています。

【石綿作業主任者技能講習】 ◆石綿含有建材に係る解体や改修工事の指揮監督を行う際に必要な資格です

作業現場で、作業方法を決定し、必要の工具や呼吸用保護具等の点検、使用について指揮管理する石綿作業主任者に必要な知識の習得を図るための講習です。石綿含有建材調査者講習の受講資格を得ることができます。

【石綿取扱い作業従事者特別教育】 ◆石綿含有建材に係る解体や改修工事に従事する際に必要な教育です

当センターでは以下の講習をご提供致します。

[山口労働局登録第2号] 一般建築物石綿含有建材調査者講習の開催予定

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・送料代(消費税込み)
5	7月24・25日(月・火) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町2-16-8	40人	全科目受講35,000円 石綿作業主任者特32,000円 テキスト代 5,181円
6	8月30・31日(水・木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:45~16:30	岩国市役所 岩国市今津町1-14-51	20人	
7	9月6・7日(水・木) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島1062	60人	
8	10月中旬(調整中) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~16:50	周南会場 (周南市又は下松市) ※7月中旬に決定します	40人	

[山口労働局長登録第171号] 石綿作業主任者技能講習(助成金対象)の開催予定 受付中

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・送料代(消費税込み)
1	8月1・2日(火・水)	下松市勤労者総合福祉センター	定員に達し 募集締切り	受講料12,000円 テキスト代 2,013円
2	9月4・5日(月・火) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:20~15:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町2-16-8	40人	
3	10月5・6日(木・金) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島1062	60人	

石綿取扱い作業従事者特別教育(助成金対象)開催予定

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・送料代(消費税込み)
4	7月20日(木)9:30~15:20	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島1062	60人	受講料 7,000円 テキスト代 979円
5	8月21日(月)9:30~15:20	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町2-16-8	40人	

フルハーネス型安全帯特別教育(助成金対象)開催予定

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・送料代(消費税込み)
2	8月25日(金)9:00~16:30	サンフレッシュ山口 山口市湯田温泉5-5-21	40人	受講料 9,000円 テキスト代 979円

※ 足場の設置等作業床がない2m以上の高所で作業を行う際はフルハーネスの使用義務があります。